

一般社団法人全国日本学士会役員報酬支給基準（案）

平成25年6月20日 定時社員総会承認

（総則）

1. 一般社団法人全国日本学士会（以下「本会」という。）定款第27条第1項の規定に基づき、常勤の役員（理事及び監事）の報酬等に関し必要な事項を定める。

（勤務態様）

2. 就業時間は、常勤の事務局職員に準じるものとする。ただし、事務局への出勤を必要とするものではない

（給与）

3. 給与は、俸給及び通勤手当とする。

（給与の支給日）

4. 給与の支給日は、事務局職員に準ずる。

（俸給）

5. 俸給月額、月額20万円から30万円の範囲内で、理事会が定める額とする。

（通勤手当）

6. 通勤手当は、事務局職員に準じて支給する。

（給与の支払方法）

7. 役員の給与は、その全額を現金で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

8. 役員の給与は、役員の同意を得て、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込みの方法により支払うことができる。

（その他）

9. その他、必要な事項は、理事会において定めるものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

【参考】

一般社団法人全国日本学士会定款

（役員の報酬）

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。